

令和2年度第2回広島県食品安全推進協議会議事録（概要）

日 時：令和2年10月27日（火）午後2時00分～4時00分

場 所：広島県庁北館2階第1会議室

出席者：（敬称略）

【座 長】	谷本 昌太	（県立広島大学地域創生学部長）
学識経験者	山内 雅弥	（国立大学法人広島大学副理事）
	村上 和保	（広島女学院大学副学長）
	細野 賢治	（国立大学法人広島大学大学院統合生命科学研究科教授）
消費者代表	石田 智史	（広島県生活協同組合連合会事務局長）
	川本 季子	（公益社団法人広島消費者協会副会長）
	佐藤 浩子	（広島県地域女性団体連絡協議会会長）
生産者代表	宮脇 昌広	（広島県農業協同組合中央会JA支援部営農くらし支援課次長）
	原田 敦司	（全国農業協同組合連合会広島県本部改革推進部次長）
	坂本 晃韻	（広島県漁業協同組合連合会総務課長兼指導課長）
事業者代表	福島 光宏	（一般社団法人広島県食品衛生協会会長）
	岩崎 聡	（日本チェーンストア協会中国支部）

1 議事次第

（1）開会

（2）挨拶 木下健康福祉局長

（3）議事

- ① 次期「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」素案の検討について
- ② 飲食店の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の現状と課題について

2 配付資料

資料1 次期「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」の骨子案について

資料2 次期「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」の概要（案）について

資料3 「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」の各団体の取組一覧

資料4 第1回食品安全推進協議会の意見への対応について

資料5 次期「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」基本方針（たたき台）

資料6 次期「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」素案（たたき台）

資料7 広島県における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の新しい取組

参考資料 令和2年度第1回広島県食品安全推進協議会議事録（概要）

3 議事概要

○座長あいさつ

① 次期「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」素案の検討について

○事務局からの説明

- ・資料1により、次期「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」の骨子案について説明。
- ・資料2により、次期「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」の概要（案）について説明。
- ・資料3により、「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」における各団体の取組について説明。

○質疑

【村上委員】

事務局からの説明の中で、リスコミの数値目標の「食品に関する苦情件数」については、苦情というよりも相談であるという説明があった。相談を減らすことを目標としているが、ここでいう相談とはネガティブなものを指しているのか。相談であったら、むしろ増えても喜ばしいことだと思うがいかがか。

【事務局】

内容によっては、問題のない食品であっても、不安という観点から相談をいただくケースがある。例えば、私が経験したものでは、漬物に変なニオイがするとか、酎ハイを飲んでいるときに医薬品のようなニオイがするといった相談を受けたことがある。実際に製造所に行って、現品との比較をしてみると、通常の製品と違いがないものであったため、そのことを相談者に説明すると、安心して理解していただくケースが多い。そういった件数について、リスコミをしっかりと実施していくことで減らしていきたいと考えて、今回目標と設定した。

【原田委員】

推進プランの前提が上位概念である県の総合ビジョンとの整合性が必要であることを踏まえ、かつ、前回の説明を承知したうえで、あえて申し上げると、前回の協議会で細野委員の意見として、工程管理に重点をおいた成果指標の方が望ましいのではないかという意見に関し、基本的な考え方として私も同じ意見である。

まず、「講習会受講者に占める HACCP を理解している者の割合」を目標とすることについて、例えば、東京都では HACCP の技術的支援を行うことを目標としている。単に、講習会受講者が理解するだけではなく、より具体的に技術的な支援こそ行政にはお願いしたいと考えている。また、講習会の直後にアンケート形式で行えば、当然、理解していると回答する者が多いと考えられ、この指標を用いるのであれば、その確認の仕方に結果が影響されると思う。

次に、「回収着手報告書提出までの所要日数」について、例えば、東京都では速やかに提出することとなっており、広島県では、あえて提出までの時間を1日に限定する理由があれば、追加の説明をお願いしたい。例えば、金曜日の夕方以降に事案を探知した場合、土日祝日などの保健所をはじめとする行政機関が休みの日に電話をかけることになるが、このような場合の対応をどのように考えているか説明いただきたい。

最後に、「表示違反（不良）による回収件数」については、大小様々なものが想定される。例えば、アレルギー表示が不適切な重大なケースから、印字が擦れて見えにくいなどのケースまで、潜在的には相当数の不備事案はあると考えられる。

これらを行政機関や表示ウォッチャーが確認されているとは言え、日々、一括表示が必要な膨大な量の加工食品が流通するなか、毎年、表示不良の回収件数を一つずつ減らしていく目標設定が、県が挙げる全体目標の設定のあり方として妥当か疑問を感じる。

対象物の量に対して、確認する側の物理的な条件を考えると、回収件数を指標とすること自体、統計上で有意であると言えるのであろうか。

【事務局】

まず、前回の協議会でも話があったが、目標は工程管理が重要ではないかという意見については、こちらの説明不足で申し訳ないが、このあと説明させていただく予定であった資料6に素案のたたき台を示させていただいており、最終的な数値目標については、みんな（生産者、事業者、消費者及び行政）で取り組んでいくということがあるので、アウトカム指標として示させていただいているが、これだけを注視していくという訳で

はなく、取組の参考指標という形で、講習会の開催回数なども指標として見ていくので、工程管理も意識をしつつ、次期プランの策定を行っていくことを考えている。

回収着手報告書の提出の目標を1日以内に設定している理由について、こちらについては、前回の協議会で起点をいつにするのかという意見をいただいたと思うが、基本的には事業者が探知をして、24時間以内に報告をいただきたいと考えており、県に報告をしていただければ、それを消費者に周知をすることになる。その内容により、本当に危害が発生するようなものであれば、危害拡大防止につながっていくので、可能な限り早く周知したいという考えもあり、最終的な着地点を1日以内とさせていただいた。現状値がないため、これが適当なものであるかどうかということは御意見のとおりではあるが、今回はそういった形で設定した。また、緊急時の対応について、保健所などは、基本的には24時間365日対応を求められており、時間外に電話をかけた場合、守衛につながるようになっているが、危機事案であることを説明していただければ、担当職員の携帯電話に連絡するようになっているため、その部分については、御安心いただきたい。

続いて、表示については、私個人の考えではあるが、印字などの擦れによる軽微な不良であっても消費者から見ると食品の情報を入手しにくくなってしまう原因となるため、そういったものが市場に出ていかないように、管理していただきたい。もし、そのようなものがあれば、その件数として減らしていきたいと考えている。また、目標について、毎年、一つずつ減らしていくようなものになっているが、こちらは目標設定で苦慮したところである。食品表示法が令和2年4月に完全施行となり、新しい表示制度に慣れていない事業者も多いことが考えられ、表示ミスによる回収件数が増加してしまう可能性が高いと思われる。その中でも、できるだけ表示不良を減らして、回収も減らしていくことを念頭において、目標値を設定させていただいた。

【原田委員】

資料2の2ページと資料3の1ページを対比したときに、資料2の2ページの「(4) 自主衛生管理の推進」において「(生産者) HACCPの定着」となっているが、資料3の1ページでは事業者の取組となっている。実態としては、生産者、事業者、双方の取組と表記するのが、より適切であると思われる。

【事務局】

貴見のとおりであり、修正する。

【谷本座長】

HACCPに関して、現行プランでは、数値目標として導入率があったが、次期プランでは、数値目標として、導入率は追っていかないのか。

【事務局】

HACCPについては、改正法に基づいて、令和3年6月1日以降すべての食品等事業者を導入が義務化されることもあるため、次期プランでHACCPの導入という観点では数値目標としないこととしている。

ただ、HACCPについては今後自主的に取り組んでもらう必要があり、事業者の方に、なぜその記録を付けているのか、なぜ手引書に沿った形で実施しているのか、ということを理解したうえで、取り組んでもらう必要があるため、HACCPの定着という観点での数値目標を設定したいと考え、各講習会の受講者に対して、HACCPが理解できていることを確認することで、定着度を見ていきたいと考えている。

【谷本座長】

先程、原田委員から提案にあったように、HACCPの定着について、行政からのしっかりとした技術的なバックアップをお願いしたい。

【山内委員】

今のコロナ禍においては、生産者、事業者、消費者の区分も変わってきているのではないかと。事業者と消費者の間には配送業者といった別の業態も普及しつつある中で、次期プランにおいては、そういったものも想定しているのか。

【事務局】

基本的には、生産、流通、消費までの間で食品の安全をいかに確保していくのか、また、そういったことを進める中で、安心感も醸成していくことを念頭において、次期プランの設計をしているが、個人の事業者が宅配するような考え方というところは、現状考えておらず、そこについては、改めて検討させていただきたい。

【川本委員】

安全な農産物の生産について、GAPとかJGAPとかあるが、「水耕栽培」といったものがどういう形で含まれるのか。

また、広島県では、「オーガニック」の取扱について、どのように考えているか。

【内山食品安全安心担当監】

まず、「水耕栽培」については、今回の次期プランの中でどのように扱われるかは、わからないが、一般的な「水耕栽培」は、基本的には土を使わない栽培、水に抽出した栄養分だけで栽培するものである。その中では、農薬を使用しない方もいる。

「オーガニック」(有機栽培)については、農林水産省が認定する有機栽培に取り組んでいる農業者も県内にいる。それを含めて、農林水産局でも、環境にやさしい農業の推進をしているところである。

【川本委員】

水耕栽培は以前からたくさんあったが、5年後にもっと増えるようなことがあれば、プランの中で、取り上げていただけたらと思う。

【内山食品安全安心担当監】

水耕栽培も食の安全という意味では、ある程度管理されたものであるということなので、私は増えていくのではないかと考えている。ただ、土を使った栽培がいけないということではない。水耕栽培も今後は有益な栽培ということで、広まっていくのではないかとと思うが、5年後にどのようになっているかということは予測を付けにくいのではないかと考えている。

【谷本座長】

下が土、水ということよりも、農薬や化学肥料を使うか使わないかということというのが表示についても問題になるのか。

【内山食品安全安心担当監】

農薬や化学肥料を使用しない場合には、「栽培期間中農薬不使用」、「栽培期間中化学肥料不使用」といった表示を行うことは可能である。栽培方法として、水耕栽培ということも謳われること自体は問題ないと思う。

【細野委員】

HACCPについては、認証とかではなく、衛生管理の方法であるが、県として何かしらの認証などで推進していくことはないか。

【事務局】

広島県では、自治体 HACCP と呼ばれるもので、広島県食品自主衛生管理認証制度というものを設けており、こちらについては、HACCP が制度化されるにあたって、廃止するかどうかという議論を行ったが、他の自治体では、廃止にしている自治体もあるようだが、広島県では、制度として継続していくことによって、HACCP に関する認識を広めていこうということで、継続していくこととしている。

【坂本委員】

HACCP が来年の6月から義務化されるということに伴って、漁連としては生産者に対して、HACCP に準じた衛生管理を策定したので、今シーズンから順次実施していくこととしている。まだ、最初の段階なので、記録などについては、課題も多いと思うが、記録の実施により安全なかきの提供ができるのではないかと考えている。

もう一つ最近の動きとして、エコラベルの推進が求められており、浜ごとでとっていきこうという動きがある。このことについても、漁連としては、バックアップしていこうと考えている。

【谷本座長】

エコラベルとはどういうものか。

【坂本委員】

大手スーパーが推奨しているもので、生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲生産された水産物に対して、生産者が商品にラベルを表示するものであると聞いている。

【川本委員】

実際にスーパーの鮮魚コーナーでは、エコラベルの表示されたものが売られている。消費者としては、わかりやすくいいものだと思う。

【谷本座長】

今後、次期プランを策定してく中で、各団体の取組について、個別に調整させていただくので、各団体の皆様には、御協力をお願いする。

○事務局からの説明

- ・資料4により、第1回食品安全推進協議会の意見への対応について説明。
- ・資料5により、次期「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」基本方針（たたき台）について説明。
- ・資料6により、次期「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」素案（たたき台）について説明。

【事務局】

先程のエコラベルの推進などについては、資料5の10ページのSDGsに関連することでもあり、今後、入れていくことを検討したい。

○質疑

【谷本座長】

基本方針（案）の中で、「食品ロス削減」について触れられているが、推進プランの中でも、食品ロス削減につながるような各団体の具体的な取組について、記載した方がいいのではないかと考えているが、そこで、各団体で食品ロス削減につながる取組を実施していれば御紹介していただきたい。

【川本委員】

昨年、食品ロス削減推進法が施行されたが、広島市リサイクル実行委員会は、長い間、食品ロス削減に向けた取組を実施している。1日ご飯茶碗1杯分くらいが捨てられているとのことであり、フードバンク「あいあいねっと」では、食品関連事業者等から未利用食品の提供を受け、貧困災害により食物の支援が必要な人に、支援提供する活動をしている。最近では提供者が増加しているが、支援が必要な人も増えている。

事業者側は、包装袋が新しくなったら、古い袋のものは処分すると言われたので、中身は変わらないのに、もったいないと感じる。そういったところでロスが出ていることに驚いた。

今、子供たちに、食品の大切さを伝えたり、料理を一緒にやってみて、野菜の茎や皮も有効利用し料理の際食べられることを教えている。

市は事業者に、この1年間で、どのくらい食品ロスを減らすことができたかを報告するようにしており、例えば、弁当業者については、天候によって作る数を調整して、事業者も努力していただいている。消費者も家庭の中で、もったいないというところを意識はしているが、聞いてみると野菜などを買いすぎて、傷んでしまって捨てるということが多いようである。

市の方では、出前講座で食品ロス削減に向けた啓発を実施している。

また、ホテルの方は私たちと一緒に活動していただいております、会食などで食事を残さないように3010運動を推進している。

食品ロスという問題がある一方で、子供の貧困ということも問題になっており、食事を食べることができない子供がいるということにジレンマを感じている。

今、事業者の対策は進んできており、賞味期限を年月日ではなく年月を表記したり、スーパーなどでの3分の1ルールも見直されてきている。また、消費者としても賞味期限については、五感などを使って判断することで、できるだけ捨てることのないようにしていくことも必要だと思う。

【細野委員】

今の川本委員の話とも関連するが、フードバンクに関する取組について、県としてどのようなことを考えているか、教えていただきたい。

【事務局】

本日出席の県関係課では、フードバンクの取組について把握していないため、改めて確認させていただき、別途回答させていただきたい。

(回答) 県として直接の取組は行っていないが、生活困窮者の支援の一環として、支援窓口である市町町に対して、情報提供を行っている。また、県が出資している「ひろしまこども夢財団」が、こども食堂の事業者に対して、寄付金を財源として運営費の補助を行っている。今後も、市町や関係団体等と連携を図っていく。

【谷本座長】

食品ロスの関係で事務局から何かあるか。

【事務局】

先程の発言の中で、賞味期限の年月日表示を年月表示に変更されているということがあったが、おそらく、事業者も食品ロス削減に向けた取組の一つとして行っていると思う。また、3分の1ルールについても見直しが行われたりしており、少しずつ食品ロス削減に向けた考え方が広まってきているのではないかと思う。そういう取組をプランの中でも触れていければいいと考えている。

【谷本座長】

回収着手報告について、回収件数は全国規模でいうとどれくらいの件数があるか、また、広島県ではどれくらい件数があるのか。

【事務局】

回収の件数について、全国でどれくらいかは把握できていないが、広島県内の事業者による回収の報告があがってくる件数は年間30件くらいではないかと認識している。全国との比較ができないので、多いか少なかは判断できないところである。

【原田委員】

回収件数や苦情件数については、権限移譲されている広島市なども含めて、合算した数と見ていいのか。

【事務局】

貴見のとおり、プランでの数値目標については、広島市、呉市、福山市から情報を報告していただき、合算したものである。

【川本委員】

先程の食品ロス削減について付け加えると、事業者の方は、調理、製造過程で残った食材を、野菜の肥料や家畜の飼料に活用したりして、有効活用しているような事例もある。

【山内委員】

前回の協議会の意見を踏まえて、「リスクコミュニケーション」の柱の社会情勢に、ゲノム編集食品のことについて触れているが、具体的な取組では特にゲノム編集食品という文言が見当たらないが、これは、一般的な情報発信などに含めて実施するということか。

【事務局】

ゲノム編集食品に特化した形での記載ではなく、食品に関する様々な情報発信の中で、ゲノム編集食品などの新しい情報に関して随時発信していくことを考えている。ゲノム編集食品については、検査法も確立されていないというところがあるが、広島県では、遺伝子組み換え食品については、毎年、数件収去検査を実施しており、今年はジャガイモと大豆を実施した。こういった検査を実施し、安心感の醸成につながればと考えている。

【谷本座長】

新型コロナウイルス感染症について、「リスクコミュニケーション」の柱の中で取組を実施することだが、この影響は先が見えず、5年間続くかわからないと思うが、そのあたりはどう考えているか。

【事務局】

リスクコミュニケーションとは、まず、消費者に興味を持っていただく、何かしらのつながりを持っていくということが大事な取組になっていくと思われる。この新型コロナ対策自体が、食品の安全に関わるものということではないが、消費者の関心も高いこともあり、事業継続という意味では重要になっていくものと考えている。そのため、新型コロナ対策の取組から食品の安全の部分のリスクにもつなげることができるのではないかと考えている。

【谷本座長】

基本的な衛生管理の部分は同じということではいか。

【事務局】

そのとおりである。

【谷本座長】

今後、本日の協議会でいただいた意見を参考にし、次期「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」に反映していくことを検討していく。

その中で、事務局より各団体へ個別に照会等を行うことがあると思われるので、その際は御協力をお願いする。

② 飲食店の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の現状と課題について

○事務局からの説明

・資料7により、広島県が実施する新型コロナウイルス感染症拡大防止対策への取組について説明。

○質疑

【福島委員】

新型コロナに関する影響については、当協会の傘下の飲食店が多大な影響を受けている。前回協議会でも新型コロナ対策をしっかりして欲しいと意見を言わせていただき、広島県の方も、積極ガード店などの取組を行っているが、果たして、どれほど効果があるのか、どれほど期待値があったのか、聞かせて欲しい。ガード店になるには、QRコードを掲示しているが、どれほどQRコードを利用しているのか知りたい。

【菊池食品生活衛生課長】

積極ガード店については、5/27から始めている取組宣言店と同様に、事業者が自主的に取り組んだ内容を見える化するということに変わりはないが、取組宣言店では、対応している内容に強弱があった。取組宣言店は感染予防対策、万一発生した場合の拡大防止対策などの25項目あり、これらすべてを遵守されているお店が積極ガード店となることができる。また、GO TO EATの参加や先程の補助金の制度を利用させていただく際には、積極ガード店にもなってもらいたいことにしている。経済を回す必要があるが、感染対策はしっかりしていかないと、広島県内で感染者が出てしまうと逆効果になってしまうので、積極ガード店というものを開発したところである。

現在の状況については、QRの参加登録店数（飲食店を除く）は10/20時点で4,384施設、登録者数は63,395名となっている。日々登録者数は増加しているため、おそらく7万人を超えているかと思われる。積極ガード店については、直接当課の方に申請いただいた数は、10/25時点で390店舗である。取組宣言店の施設数は10/19時点で10,161店舗となっており、現在、取組宣言店は対人サービスのある業種すべてを対象にしており、

この内、飲食店に限ると 5,033 店舗となっている。

【福島委員】

今の発言の中で、QR の参加登録店数が 4,300 程度で、登録者数が 6 万程度とのことであったが、その場合、1 店舗当たりで約 10 件程度の登録者数しかないこととなる。やはり、登録方法が非常に煩雑で、QR を読み取って、メールアドレスを入力して送信する必要があり、私の周りではほとんどやっていない。

私がお願いしたいのは、当協会は飲食店、製造メーカーを抱えており、もし、従業員がコロナに罹ったら、どうするのか。今の消費者の知識は、「コロナ＝食中毒」というイメージをもっており、従業員からコロナ感染者が出たら、風評被害で営業禁止しなければいけない状況である。実際のところ、食品を介してコロナに感染した事例はないが、イメージでそういう状況になってきており、それは間違いであるということを知りていく必要がある。我々は、営業できなくなる危険に晒されながら、仕事をしている。コロナに罹っても、濃厚接触者以外は問題なく、従事することができるという厚労省のガイドラインもあるが、一般の消費者が知らなければ意味がないので、積極的に周知していただき、我々が安心して、食品を提供できるようにしてほしい。

広島県では、幸いにも、感染者はそこまで多くはないが、東京では人口が多いということもあるが、きちんと対策をしている店もあれば、対策よりも売り上げの方が大事で対策不十分の店も多いため、感染が止まらないのではないかと。やはり、衝立を設置したり、換気を実施したり、対策をきちんと実施している店であれば、安心しては利用できるが、単に取組宣言店と言っているようでは、心もとないと思う消費者も多いと思う。前回の協議会でもお伝えしたが、しっかりとした啓発活動が飲食店の存続につながるので、お願いしたい。食品衛生指導員は保健所と一緒に巡行指導を行っており、当協会の加盟店がコロナの打撃を受けて、減っていくことになれば、食品の安全も保てないということをもう一度理解していただきたい。

【川本委員】

補助金について、9/8～12/25 に購入し、支払いしたものを対象としているが、速やかに対応しないといけないと思うので、もう少し期間を短くしてもいいのではないかと。

積極ガード店については、東京都でも同じようなものを実施していたが、申請していないお店でも貼っていたということも聞いた。広島県全体で信頼されるように、様々な所から来られる方に安心してもらえるようにする必要がある。

【谷本座長】

時間も限られており、元気な店が残っていけるように、一層の周知をして、積極ガード店が増えるようにお願いします。

【菊池食品生活衛生課長】

先程、QR の登録方法で、アドレスを入力しないといけないので、煩雑であるという意見をいただいたが、現在、アドレスを入力する方法以外にも、ボタンを 2 回押していただくだけで、登録できる方法もある。そのため、飲食店等を利用する際には、登録をお願いする。県内の飲食店は 27,000 件くらいであるが、8 月～9 月にかけて全施設に対して、QR コードを郵送している。

【山内委員】

厚労省の COCOA とは異なり、店ごとに QR コードを読み取る必要があるのか。

【菊池食品生活衛生課長】

貴見のとおりである。その代わり、COCOAは時間を限定しての情報提供は難しいが、お知らせQRは、その都度読み込んでもらうという煩わしさがある一方、もし感染者がそのお店を利用していた場合、その前後2～3時間に同じお店を利用した方に、お知らせメールが届くようになっている。メールが届いた方で体調に不安がある場合は、保健所等に連絡をせずに、メールでPCR検査の申込をできるような仕組みになっている。検査を申込していただくときには、個人情報を入力してもらうようになる。

【橋下呉市生活衛生課長】

先般、呉市でも飲食店、介護施設でのクラスターが発生した。やはり、飲食店のQRについては、使いにくいという意見があった。実際に飲食店施設を見回りする中で、取組宣言店はかなりの方が利用されているが、QRについては、なかなか浸透していないという感覚である。行政としても、PR不足だと感じており、見回りの中で、利用のお願いをしているところである。クラスターの調査や聞き取りの中で、若い方であり意識のない方が、狭い飲食店の中で騒いだり、回し飲みをしたり、そういった方がお店を転々とした中で、感染者が増えているというのが現状である。そのため、行政としてやるべきところも当然であるが、一消費者となったときに、それぞれの意識も高めてもらうようにアプローチしていく必要があるし、皆様業界の方からも、飲食店に行ったときに自分たちも気を付けるような意識づけも必要と感じている。ぜひ、行政も頑張るので、一消費者になったときの心がけもお願いしたい。

【福島委員】

今の発言にもあったように、全員が意識を持って、飲食店を利用してもらえば、リスクというものは下がっていくが、やはり、啓発活動ができていないので、大声を出して騒ぐという方がいるというのは事実である。お店側が、なかなかお客に騒がないようお願いするのができていないというのが現状である。そういうことは、県が積極的に色んな所でPRしていかななくてはいけないと思う。また、何よりも、感染者が出た場合、それを責めたり、探したりする風潮をやめていただきたいのと、もし自分が感染したときは人にうつさない行動をとるという啓発が重要となる。呉のクラスターは発熱した方が飲食店をはしごしており、はっきり言って論外な事例であるが、そういう状態であれば、自粛するという啓発をすることで、リスクが下がっていくと思う。こういう啓発活動を県の広報やテレビ局を通じてやるなど対応をしていく必要があると思う。

また、話は逸れるが、先日、札幌でGoToトラベルを利用したバスツアーでクラスターが発生しており、これも参加者の中に発熱しているのに参加したということであった。GoToトラベルはキャンセル料が発生するため、多少の熱なら強行参加する人もいると思う。そのため、熱があったら、キャンセル料は取らないというくらいの対応が必要なのではないかと思う。

【谷本座長】

今後飲食店等では通常の衛生管理だけでなく、新型コロナウイルス感染防止拡大対策も必要になってくると思われるので各関係団におかれましても御対応をお願いする。

それでは今回の協議会はこれで終了とさせていただきます。円滑な進行への御協力に感謝する。

○閉会

【事務局】

谷本座長及び御出席者の皆様に感謝する。次回の協議会は2月頃を予定している。